

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 8月30日
【会社名】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Akatsuki Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 工藤 英人
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目16番 3号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目16番 3号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,021,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年8月30日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成23年8月18日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち「第三部 追完情報」に関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

2. 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第三部【追完情報】

2. 臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第61期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成23年6月30日提出の臨時報告書）

<省略>

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第61期）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成23年6月30日提出の臨時報告書）

<省略>

（平成23年8月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成23年8月30日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社の元顧客が、当社へ委託した商品先物取引の売買取引等において当社に違法行為があったとして、当社に対し、平成21年4月7日付にて提訴していた損害賠償請求訴訟について、平成23年8月26日付にて東京地方裁判所より判決が言い渡されました。当社は、当該判決について全面的に不服であり、上級審の判断を仰

ぐべく、東京高等裁判所に控訴することを予定しております。

上記に伴い、当社は、会計監査人との協議の結果、万一当社の主張が最終的に認められなかった場合に業績に与えるリスクを発生させないために、現時点で認識される損失発生見込額を引き当てることといたしました。

—
(訴訟を提起した者の概要)

氏名 藤田 護

住所 鹿児島県西之表市

—
(判決の内容)

- 1 被告（当社）は原告（藤田 護氏）に対し、1億7,632万6,680円及びこれに対する平成18年1月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その7を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決の第1項は仮に執行することができる。

—
(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成24年3月期の第2四半期個別決算及び連結決算において、訴訟損失引当金繰入額226,881千円を特別損失として計上いたします。